

旧姓による預金口座取引の取扱開始について

高知銀行（頭取 海治勝彦）は、働きやすい社会づくりの一環として、ご希望される方に旧姓による預金口座開設等の取扱いを、下記のとおり開始いたしますので、お知らせいたします。

本件は、内閣府が関係各省との連携のもと取り組みを進めている、女性活躍の視点に立った制度等の整備における「旧姓の通称としての使用の拡大」に呼応するものです。

当行はこれからも、お客さまの利便性向上につながるサービスの提供に努めてまいります。

記

1. 取扱開始日

2023年6月30日

2. 対象のお客さま

個人（個人事業主を含み、性別を問わずすべての個人のお客さまを対象といたします）

3. 取扱店舗

全店（よさこいおきゃく支店を除きます）

4. 対象のお取引

普通預金（総合口座、決済用預金を含みます）、定期預金、積立定期預金

※対象とならないお取引は別添の「旧姓による預金口座取引の取り扱いに関するご案内」をご覧ください。

5. ご提示いただく本人確認書類

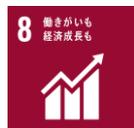
旧姓が併記された以下のいずれかをご提示ください。

- マイナンバーカード
- 運転免許証
- 住民票

※本人確認書類の旧姓併記は、書類を発行する市町村等への申請が必要となる場合があります。

以上

◇本件に関するSDGs



【本件に関するお問い合わせ】
高知銀行 事務システム部
担当：門田・樋口・宮田
TEL 088-871-1096